

平成 29 年 8 月 7 日

株主各位

株式会社 U S E N

株式併合に伴う端数株式処分代金のお支払いについて

当社は、平成 29 年 7 月 11 日開催の臨時株主総会におきまして、平成 29 年 8 月 16 日を効力発生日として、当社株式 29,435,112 株を 1 株に併合する株式併合を行うことを決議いたしました。

本件に関しまして、株主様よりお問合せをいただきました内容につきまして、下記のとおりご案内させていただきます。

記

1. 今後のスケジュールにつきまして

本株式併合にかかるスケジュールは次のとおりとなります。

年月日	内容
平成 29 年 8 月 9 日	当社株式の東京証券取引所 JASDAQ 市場における 売買最終日
平成 29 年 8 月 10 日	当社株式の上場廃止日
平成 29 年 8 月 16 日	本株式併合の効力発生日
平成 29 年 10 月中旬（予定）	端数株式処分代金に関する支払開始日・書類発送日

2. 端数株式処分代金のお支払いについて

(1)端数株式処分代金の交付方法について

①配当金のお受け取り方法として銀行振込みをご指定されている株主様の場合

平成 29 年 10 月中旬（予定）にご指定の口座にお振込みしたうえで、お届けいただいたご住所宛に交付金銭計算書をご郵送いたします。

②配当金のお受け取り方法として銀行振込みをご指定されていない株主様の場合

平成 29 年 10 月中旬（予定）に交付金銭計算書とあわせて、交付金銭領収証または振替払出証書をお届けいただいたご住所にご郵送いたしますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）にて端数株式処分代金の払渡し期間内にお受け取りください。

※裁判所の許可日その他手続き上の理由等により、上記①②にご記載のお振込み日またはお支払い開始日および端数株式処分代金に関する書類のご送付日が遅れる場合がございますが、何卒ご理解賜りたく存じます。

(2)端数株式処分代金のお支払い予定額

各株主様に対して、平成 29 年 8 月 15 日の最終時点にご所有の当社株式数に 461 円を乗じた金額に相当する金銭を、端数株式の処分代金として交付することを予定しております。

※ただし、裁判所の許可が得られない場合または計算上端数調整が必要となる場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合がございますが、何卒ご理解賜りたく存じます。

3. その他

(1)お支払いにあたっての手続き等につきまして

①住所変更等のお手続きがお済みでない株主様は、速やかに口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）にお問合せください。また、当社株式の上場廃止後に、住所変更等のお手続きを行う場合は、次の株主名簿管理人までお問い合わせください。（8 月中にお手続きが完了するようお願いいたします。）

②特別口座に記載された株式に関するお手続きは次の特別口座管理機関までお問合せください。

(株主名簿管理人) (特別口座管理機関)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-232-711

(2)税金等につきまして

税金に関しましては、様々なケースが想定されますので、所轄の税務署等にご照会くださいますようお願い申し上げます。なお、平成 29 年 10 月中旬にご郵送させていただく「交付金銭計算書」は、確定申告を行う際の添付資料として必要となる場合がありますので、保管くださいますようお願い申し上げます。

以上